

序章 第2次豊明市都市マスタープランの位置づけ

1. 第2次豊明市都市マスタープラン策定の趣旨

(1) 目的

「都市マスタープラン」とは、市が創意工夫のもと、住民の意見を反映させながら、地域の都市空間を重視したまちづくりを目指すため、都市計画に関する基本的な方針等を総合的に定めるものです。

1992年(平成4年)の都市計画法の改正により、『住民参加のもとに、市町村自らが「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定める』とする制度(都市計画法第18条の2)が創設されました。この「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を「都市マスタープラン」といいます。

従来都市計画に関するマスタープランとして「緑の基本計画」「住宅マスタープラン」などの各部門における個別計画がありますが、市町村マスタープランは、これら従来諸計画を総括するとともに、総合的かつ体系的な都市計画を推進していくことを目的として制度化されたものです。

この「都市計画マスタープラン」の策定により、用途地域の指定や都市計画道路の決定などの規制型の都市計画はもとより、誘導型の「まちづくり」が市民・行政の共通の目標となって互いに有機的な連携を持って取り組むことが可能になり、本市の都市計画の総合的な指針としての役割が果たせるものになります。

(2) 見直しの経緯

豊明市では平成8年に「豊明市都市マスタープラン」を策定しています。このプランは、平成18年(2006年)を目標年次に、「市民一人ひとりが心豊かで明るく笑顔に満ちた都市」を都市づくりの理念とし、全体構想及び地域別構想で構成されています。

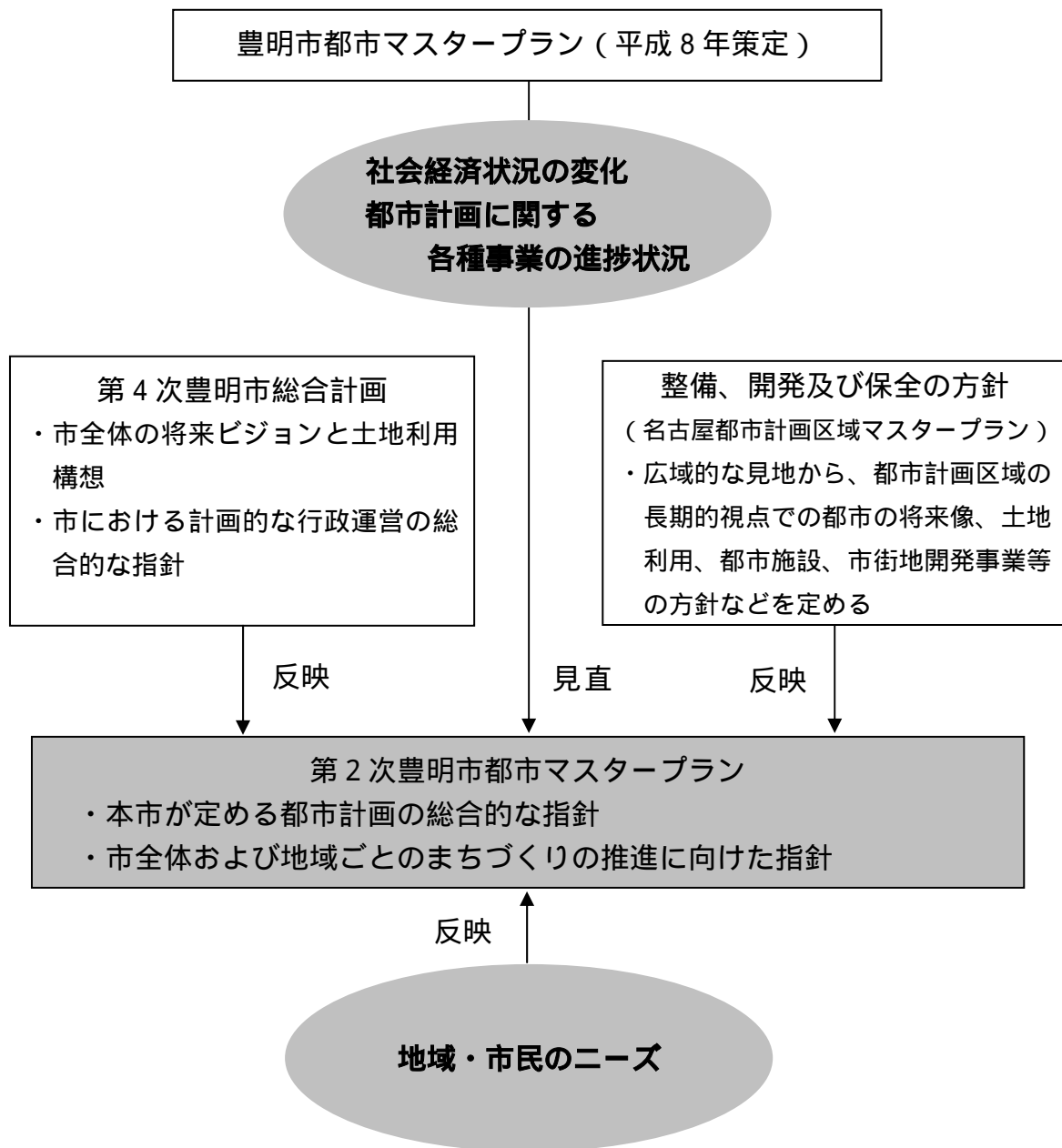
本計画は、この平成8年に策定した豊明市都市マスタープランが平成18年(2006年)に目標年次を迎えることや、平成18年に上位計画である第4次豊明市総合計画が策定されたことを受け、少子・高齢化や環境問題の深刻化などの社会経済状況の変化や都市計画に関する各種事業の進捗状況等を踏まえて見直したものです。

(3) 計画の構成と計画期間

本計画は、目標年次を平成28年(2016年)とし、都市全体の将来像と都市づくりの方針を明らかにした全市の構想と各地域でのまちづくりの方針を明らかにした地域別の構想で構成されています。

ただし、長期にわたって都市活動を支える都市基盤施設は、整備自体も長期間を要する事業であるため、超長期の展望も検討せざるを得ません。従って、計画対象は計画期間に実施するものばかりではなく、検討する事業も含まれます。

図 序 - 1 第2次豊明市都市マスタープランの位置づけ

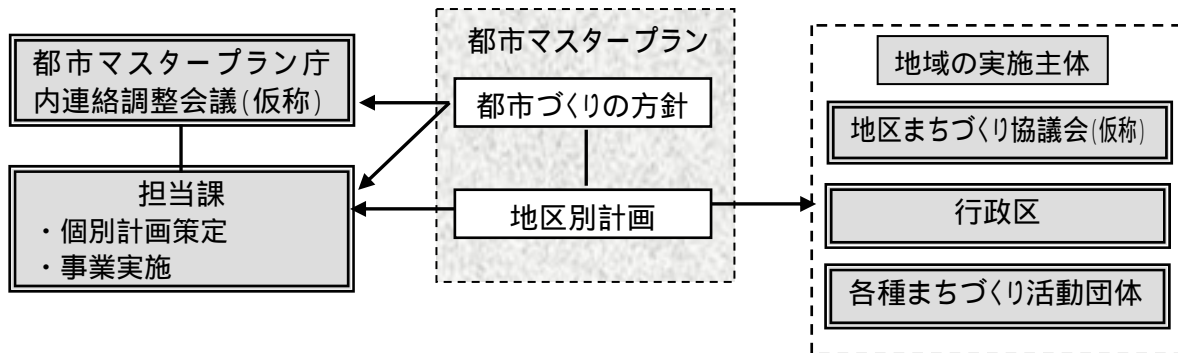


2. 計画推進の体制について

本都市マスタープランを推進するためには、庁内の進行管理体制と併せて、地区レベルにおける市民の主体的なまちづくり活動が重要になります。

そこで、次のような体制を構築し、計画の進行管理と市民のまちづくり活動を推進します。

図 序-2 都市マスタープランの推進体制



(1) 部門別の施策・事業の推進

都市マスタープランで示されている各部門の施策・事業を推進するために、次のような体制で進行管理を行います。

都市マスタープラン庁内連絡調整会議（仮称）

< 役割 >

- ・都市マスタープランで示されている施策・事業の進捗状況の確認と今後の実施スケジュールの調整を行います。
- ・社会状況の変化や豊明市を取り巻く環境変化によって都市マスタープランの内容の見直しが必要な事項について、見直し方針を検討します。
- ・施策・事業を円滑に進めるために部署間の調整が必要な事業を調整します。

< 構成 >

- ・本マスタープラン策定のために設置したワーキング部会のメンバーを基本とします。

担当課

< 役割 >

- ・都市マスタープランで示された施策を推進するために必要な個別計画を策定します。
例) 農業振興計画 / 下水道整備計画 / 景観基本計画 / 住宅マスタープラン / 地域防災計画など
- ・都市マスタープランの土地利用方針に基づいて、県及び地権者と協議・調整し、規制の変更ならびに新たな地域指定を行います。
例) 市街化区域、用途地域、地区計画など
- ・マスタープランの都市づくりの方針を実現するための事業を実施します。
- ・都市マスタープラン地区別計画の内容のうち、行政が主体となる事業を実施します。

(2) 地区別計画の推進

地区別計画には、行政以外に地域が主体となって取り組む内容が多く含まれており、計画を推進するためには、地域の様々な団体・グループが、それぞれの特性を活かして活動を実践することが重要であります。

地域の団体・グループとしては、既存の行政区のほかにも、PTA、老人会、自主防災会、ボランティアグループなどが考えられます。また、地区のまちづくりを効果的に推進するために、団体・グループ間の連絡・協力体制を構築してまちづくりを総合的に推進する組織（「地区まちづくり協議会(仮称)」）が考えられます。

また、こうした地区の活動を促進するために、行政としてもアドバイザーの派遣や相談窓口の開設などの支援策が想定されます。

想定される実施主体と役割

<地区まちづくり協議会(仮称)>

- ・まちづくりの関係する各団体・グループ間の協力体制の構築と相互調整を行い、地区のまちづくりを総合的に推進します。
- ・都市マスタープランの地区別計画を踏まえて、地区のまちづくりの方針を検討し、地区内の合意形成を図ります。

<行政区>

- ・行政区の中で、関係団体・グループ間の協力体制の構築と相互調整を行い、地区のまちづくりを総合的に推進します。
- ・実践できる活動については、行政区が実施主体となって取り組みます。

<各種まちづくり活動団体>

- ・地区に関係する様々な団体・グループがそれぞれの立場で、まちづくり活動を実践します。
- ・それぞれの団体・グループの活動が地区のまちづくりの推進につながるように、地区まちづくり協議会や行政区に参加して、全体のまちづくりの方針と調整しながら実践活動を推進します。

想定される行政の支援

各地区での活動を促進するために、行政の支援策としては以下のようなことが想定されます。今後は、こうした支援策を実施するために条例・制度等の整備が必要となります。

- ・各地区のまちづくり活動を進める上で参考となる情報の提供
- ・各地区のリーダーを対象とした研修
- ・専門家のアドバイザー派遣
- ・会の進め方についての相談窓口の開設
- ・活動に対する支援（一部助成）